

特許庁工業所有権制度改正審議室 室長 山田正人 殿
特許庁意匠課意匠制度企画室 室長 山田繁和 殿
(送付経由: 特許庁意匠小委事務局 (審議室))

平成24年10月1日
意匠制度小委員会委員 吉井 剛
(平成23年度 日本弁理士会
意匠担当副会長)

意 見 書

—国際出願の環境に関する対応—

1. 自己指定

(ア) 自己指定は、ユーザーにとり有用性のある規定である。しかしながら、我が国の従来の審査に慣れ親しんだユーザーには、ハーグ協定の内容の理解にある程度の期間が必要である。そして、アンケートにおいても自己指定を望む回答は決して多くはない。一方、ハーグ協定の内容を理解しないまま安易に自己指定を利用した場合、ユーザーは日本の制度とは異なる「ハーグ協定特有の事項」(別紙B参照)に遭遇し不利益を被ることが懸念される。よって、自己指定はハーグ協定加盟と同時に導入すべきではなく、ユーザーのハーグ協定に関する理解度等を見計らいつつ、導入時期を引き続き検討すべきと考える。

(イ) また、無審査国が主流のハーグ協定を審査国たる我が国意匠法に連結する際に生じる種々の問題が実際の運用により明確化する可能性があり、その場合、特に上記(ア)のユーザーの受けける不利益は取り返しのつかないものとなる恐れがある。従って、自己指定はまずは留保し、種々の問題が明確化し且つ解決してから(或いは一定期間運用しても種々の問題が明確化しないことが確認できてから)適用しても遅くはないと考える。なお、日本政府は、1999年の外交会議において、自己指定の留保宣言を求める発言を行い、留保宣言規定が条約に盛り込まれた経緯がある。また、マドリッド条約プロトコルの加盟の際は、商品等の国際分類に関するニース協定の加盟(1990年2月20日)、商標法条約の加盟(1997年4月1日)及びマドリッド条約プロトコル加盟(2000年3月14日)という段階を踏み、制度ユーザーの習熟時間を設け国際的な条約に加盟した。

2. 仲介官庁

役割は必要と考える。ハーグ出願に不慣れなユーザーサービスとして、仲介官庁としての機能は必要と考える。

以上